

インクルーシブの窓

令和7年4月 富山県教育委員会 教育みらい室 特別支援教育課



校内委員会を点検しましょう！



校内委員会は、「学校内に置かれた発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会」のことです。

県内の各学校では、年間計画の見通しのもと、工夫された運営が行われています。例えば、特別支援教育コーディネーターがファシリテーター役を担い、始めに参加者全員で各回の目当てや流れを確認したり、話し合いに個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用したりしている学校があります。また、話し合いの経過を板書し写真記録に残したり、必要かつ実現可能な支援を明確化して役割分担をしたりしている学校もあります。

ここで、令和6年に文部科学省から公表された「令和5年度特別支援教育体制整備状況調査」の結果から、本県のデータ（公立のみ、幼稚園・こども園を含む全学校種）を抜粋して紹介します。

調査項目			実施率
校内委員会の設置			98.1%
実態把握の実施			97.1%
特別支援教育コーディネーターの指名	指名あり		97.8%
	専任		13.1%
個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成	a 特別支援学級	個別の指導計画	100.0%
		個別の教育支援計画	100.0%
	b 通級による指導	個別の指導計画	100.0%
		個別の教育支援計画	100.0%
	a b 以外の通常の学級	個別の指導計画	91.6%
		個別の教育支援計画	69.6%
	合理的配慮の明記		92.0%

調査結果の周知文書には、次のような記述があります。今年度も各学校の校内委員会の機能が一層強化され、校内の支援体制が充実していくことを願っています。

「校長等のリーダーシップの下に、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている幼児児童生徒がいることを前提とした校内委員会の在り方について点検し、校内委員会自体が形骸化しているなど、本来の果たすべき役割が十分に機能していないのであれば、必要な見直しを図る必要がある」

「学習指導要領においては、（中略）通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒についても、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用努めることが示されている」